

## **[事案 23-78] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

希望どおりの保障内容になっていなかったこと、妻が申込書を代筆し、告知書は筆跡不明であることを理由に、契約を無効にして既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

(契約者死去により、その相続人を代表し、妻が申し立てを行ったもの)

平成 4 年 10 月、夫が病気・ケガが保障される保険を希望したところ、実際には医療保障のない終身介護年金保険であった。当時、商品の説明もなく、約款ももらっておらず、申込書は妻である自分が代筆したが、告知書の筆跡は不明である。よって、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は夫の保険加入意思の存在自体は否定しないようであるが、申込書の代筆をもって契約は無効となるものではない。保険料は当初契約者（夫）の給与から天引きされ、その後契約者（夫）名義の口座引落しに変更され、さらにその後も 2 度口座変更されており、いずれも契約者（夫）名義の口座振替依頼書が提出されている等の事情から、契約者（夫）に加入意思があったことは明らかである。
- (2) 本保険はその名称からしても医療保険と誤認する余地はなく、パンフレット、契約のしおり・約款、保険証券上も介護保障であることは明らかである。さらに申立人は契約継続中に当社に保障内容確認の電話を複数回しており、その都度保障内容の説明を受けるも、契約無効の主張は一切していなかった。
- (3) 仮に妻である申立人が無権代理をしたというのであれば、無権代理人による無権代理を理由とした契約無効の主張は、明らかに信義則違反となる。

### **<裁定の概要>**

申立人主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、①申立人による無権代理、②要素の錯誤に基づく申立契約の無効を請求するものと解し、当事者から提出された書面の内容、および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、①については、契約者（夫）は生命保険への加入に関しては、妻である申立人に一任していたことが窺われること、契約締結後、契約者（夫）名義で、3 回にわたり「預金口座振替依頼書」が提出され、長年にわたって、保険料が契約者（夫）名義の口座から毎月引き落とされており、これについて、生前、なんら異議の申し出がなかったことを考えると、契約者（夫）は申立人に対し、契約申込みの代理権を授与していたと認められることから、無権代理の主張は認められないとした。

また、②については、下記の事実により、代理人である申立人において、仮に、要素の錯

誤（申立契約を医療保険と誤解していた）が存在していたとしても、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があるといわざるを得ないので、要素の錯誤の主張は認めることができないとした。

従って、申立内容を認めることはできないことから指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 申込書には、表題として「介護年金プラン契約申込書（終身介護年金保険）」と記載されている。

(2) 「ご契約のしおり・約款」の表紙には、表題として「介護年金プラン 無配当＜終身介護年金保険（総合型）＞」と記載されており、同冊子には、申立契約に基づく給付として、介護年金・介護一時金・高度障害年金・高度障害一時金・死亡保険金があることが明記され、医療保険のような給付金は存在しないことが明らかである。なお、申立人も、事情聴取において、募集人から「契約のしおり・約款」を渡されたことは認めており、募集人からパンフレットに基づき説明を受けたことは認めている。